

令和四年政令第十八号

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に
関する法律第十三条第二項の規定により都
道府県が処理する事務に関する政令

内閣は、特定水産動植物等の国内流通の適正化
等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第十
三条第二項の規定に基づき、この政令を制定す
る。

1 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に
関する法律（以下「法」という。）に規定する農
林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各
号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県
知事が行うこととする。ただし、第七号及び第
八号に掲げる事務（特定第一種水産動植物等取
扱事業者であつて、その主たる事務所並びに工
場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区
域内のみにあるもの（以下「地域特定第一種水
産動植物等取扱事業者」という。）が行う特定
第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造
又は提供の事業に係るもの）であつて、法の目
的を達成するため特に必要があると認める場合
におけるものに限る。）については、農林水産
大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第一項の規定による届出の受理及
び当該届出に係る同条第二項の規定による通
知（特定第一種水産動植物の採捕の事業を行
う者であつて、自らが採捕した特定第一種水
産動植物又はこれを原材料とする加工品であ
る特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を
行おうとするもののうち、一の都道府県知事
のみの漁業法（昭和二十四年法律第二百六十
七号）その他の関係法令の規定による許可、
免許その他の処分に基づいて当該採捕の事業
を行うもの（その所属する団体が当該者に代
わつてこれらの特定第一種水産動植物等の譲
渡しの事業を行う場合にあっては、当該団
体）に関するものに限る。）に関する事務
当該都道府県知事

二 法第三条第三項の規定による届出の受理
（同条第二項の規定による前号に定める都道
府県知事の通知を受けた者（第三項において
「地域届出採捕者」という。）に関するものに
限る。）に関する事務 当該都道府県知事
三 法第七条第一項の規定による報告（その主
たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉
庫が一の都道府県の区域内のみにある者に關
するものに限る。）に関する事務 当該都道
府県の知事

四 法第七条第二項の規定による報告（地域特
定第一種水産動植物等取扱事業者に関するも
のに限る。）に関する事務 当該都道府県の
知事

五 法第七条第一項又は第二項の規定による前
二号に定める都道府県知事の報告に係る同条
第三項の規定による命令（その主たる事務所
並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が当該都
道府県知事の管轄する都道府県の区域内のみ
にある者に関するものに限る。）に関する事
務 当該都道府県知事

六 法第八条第一項又は第二項の規定による届
出の受理（地域特定第一種水産動植物等取扱
事業者に関するものに限る。）に関する事務
当該都道府県の知事

七 法第十二条第一項の規定による特定第一種
水産動植物等取扱事業者又はその者とその事
業に關して関係のある事業者に対する報告の
徴収及び物件の提出の要求（法第十条の規定
の施行に關するものを除く。）に関する事務
当該特定第一種水産動植物等取扱事業者又
はその者とその事業に關して関係のある事業
者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府
県知事

八 法第十二条第一項の規定による特定第一種
水産動植物等取扱事業者又はその者とその事
業に關して関係のある事業者に関する立入検
査（法第十条の規定の施行に關するものを除
く。）に関する事務 当該立入検査に係る場
所の所在地を管轄する都道府県知事

九 前項本文の場合においては、法中同項本文に
規定する事務に係る農林水産大臣に關する規定
は、都道府県知事に關する規定として都道府県
知事に適用があるものとする。

10 都道府県知事は、第一項本文の規定により同
項第一号又は第二号に掲げる事務を行った場合
であつて、これらの事務に係る地域届出採捕者
の主たる事務所又は工場、店舗、事業所若しく
は倉庫が当該都道府県以外の都道府県の区域内
にあるときは、農林水産省令で定めるところに
より、その内容を次の各号に掲げる地域届出採
捕者の区分に応じ当該各号に定める者に報告し
なければならない。

一 次号に掲げる地域届出採捕者以外の地域届
出採捕者 農林水産大臣
二 地域届出採捕者であつて、その主たる事務
所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の

都道府県の区域内のみにあるもの 当該都道
府県の知事

4 農林水産大臣は、法第三条第一項の規定によ
る届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の
規定による通知又は同条第三項の規定による届
出の受理を行った場合であつて、これらの事務
に係る届出採捕者の主たる事務所並びに工場、
店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内
のみにあるときは、農林水産省令で定めるところ
により、その内容を当該都道府県の知事に通
知しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項本文の規定により同
項第三号から第五号までに掲げる事務を行った
場合には、農林水産省令で定めるところにより
、その内容を農林水産大臣に報告しなければ
ならない。

6 都道府県知事は、第一項本文の規定により同
項第七号又は第八号に掲げる事務（同項第三号
から第五号までに掲げる事務に係るものを除
く。）を行った場合には、農林水産省令で定め
るところにより、その結果を農林水産大臣に報
告しなければならない。

7 農林水産大臣は、地域特定第一種水産動植物
等取扱事業者又はその者とその事業に關して関
係のある事業者について法第十二条第一項の規
定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求
又は立入検査を行った結果、当該地域特定第一
種水産動植物等取扱事業者が法第四条から第六
条までの規定を遵守しておらず、又は正当な理
由がなく法第七条第一項若しくは第二項の規
定による報告に係る措置（第一項本文の規定に
より同項第三号又は第四号に定める都道府県知
事がした報告に係るものに限る。）をとつてい
ないと認めるときは、その旨を当該都道府県知
事に通知しなければならない。

8 第一項の場合において、農林水産大臣又は都
道府県知事が同項第七号又は第八号に掲げる事
務を行うときは、相互に密接な連携の下に行う
ものとする。

附則
（施行期日）
1 この政令は、法の施行の日（令和四年十二月
一日）から施行する。ただし、次項の規定は、
公布の日から施行する。
（都道府県が処理する事務）
2 法附則第三条第一項の規定による届出の受理
及び当該届出に係る同条第二項の規定による通

知（第一項第一号に規定する者に関するものに
限る。）に関する事務は、当該都道府県知事が
行うこととする。
（農林水産省組織令の一部改正）
3 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五
十三号）の一部を次のように改正する。
第四条中第二十号を第二十一号とし、第九号か
ら第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号
中「第三十四条第十一号」を「第三十四条第十二
号」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号
の次に次の一号を加える。
八 特定第一種水産動植物等（特定水産動植物
等の国内流通の適正化等に関する法律（令和
二年法律第七十九号）第二条第二項に規定す
る特定第一種水産動植物等をいう。第三十四
条第十号において同じ。）の取引等に係る情
報の記録及び伝達に關すること（同法第七條
第一項又は第二項の規定による報告、同条第
三項の規定による命令並びに同法第十二條第
一項の規定による報告の徴収、物件の提出の
要求及び立入検査の実施に係るものに限る。）
第三十四条中第十二号を第十三号とし、第十一
号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九
号の次に次の一号を加える。
十 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情
報の記録及び伝達に關すること（特定水産動
植物等の国内流通の適正化等に関する法律第
七條第一項又は第二項の規定による報告、同
條第三項の規定による命令並びに同法第十二
條第一項の規定による報告の徴収、物件の提
出の要求及び立入検査の実施に係るものに限
る。）
第二百二十二條第十六号及び第三百二十二條第一号
中「こと」の下に「消費・安全局の所掌に属す
るものを除く。」を加える。